姫 路 獨 協 大 学 学 削

(昭和62年4月16日制定)

改正 昭和63年 9月16日 平成 元年 2月28日 平成 3月24日 元年 平成 元年 7月28日 平成 2年 3月 5日 2年 3月26日 平成 平成 2年12月21日 3年 2月27日 平成 平成 3年 3月22日 平成 4月26日 3年 平成 7月26日 3年 平成 3年12月16日 平成 1月24日 4年 平成 4年12月17日 平成 5年 3月26日 平成 5年12月16日 平成

平成

平成

平成12年

平成13年

平成14年

平成14年

平成14年11月28日

平成16年 3月26日

平成16年10月 5日 平成17年 5月26日

平成18年 3月16日

平成18年11月30日

平成17年12月

6年12月15日 8年12月19日 9年12月18日 平成10年 5月28日 平成10年11月26日 平成11年 9月24日 平成11年11月 4 日 平成12年 3月21日

3月23日

3月15日

3月14日

9月26日

5 目

平成19年 5月24日 平成19年 7月30日 平成19年11月 平成20年 5月29日 平成21年 3月12日 平成21年 9月24日 平成21年11月30日 平成22年 3月18日 平成22年 5月27日 平成22年12月 7 日 平成23年 3月17日 平成23年 5月26日 平成24年 3月15日 平成24年 5月24日 平成25年 3月28日 平成26年 1月30日 平成26年 3月27日 平成26年 7月24日 平成27年 1月29日 平成27年 3月18日 平成27年 5月27日 平成28年 3月24日 平成28年 9月29日 平成29年 1月26日 平成30年 1月25日 平成30年 3月29日 5月24日 平成30年 平成31年 3月28日 5月30日 令和 元年 令和 元年11月28日 令和 2年 5月28日 令和 3年 5月27日 令和 4年 9月29日 令和 5年 3月16日

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という天野理念を基に、外 国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、 教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成するこ とを目的とする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成する ため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を 公表する。

- 2 前項の点検及び評価の実施については、別に定める。
- 3 本学は、第1項の教育研究活動等の状況について、第三者による評価を受け、その改善 に努める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第1条の3 本学は、その授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を 実施するものとする。
- 2 前項の研修及び研究の実施については、別に定める。

(研修の機会等)

第1条の4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学の職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(前条に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の5 本学は、その教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載等広く周知を図ることができる方法により積極的に情報を提供する。

第2節 組織

(学群及び学部)

第2条 本学に、次の学群及び学部を置く。

人間社会学群、医療保健学部、薬学部及び看護学部

2 前項の学群及び各学部に置く学類及び学科の入学定員は、次のとおりとする。

学群及び学部 学類及び学科 入学定員 収容定員

人間社会学群	国際言語文化学類	50 名	200 名
	現代法律学類	60 名	240 名
	産業経営学類	70 名	280 名
医療保健学部	理学療法学科	40 名	160 名
	作業療法学科	40 名	160 名
	言語聴覚療法学科	20 名	80 名
	臨床工学科	40 名	160 名
薬 学 部	医療薬学科	60 名	360 名
看 護 学 部	看 護 学 科	80 名	320 名

(人間社会学群の目的)

- 第2条の2 現代は、高度情報化、グローバル化、少子高齢化あるいは多文化共生で表現される複雑な社会であり、その中で多様な価値観を持った人々が共存して生きる時代である。このような時代にあっては、人と社会に関する幅広い知識を有し、専門分野も究めた自在性のある人材が求められる。人間社会学群においては人文・社会・自然科学及び医療福祉に関する幅広い教養を身に付けるとともに、それぞれが、国際言語文化、現代法律学、産業経営に関係する専門分野を深く修めることによって、現代の人間社会における諸課題に正しく対処できる人材を育成することをその目的とする。
- 2 国際言語文化学類は、自らの言語・文化のみならず、さまざまな他の言語・文化の学修・修得を 通じて、コミュニケーション能力に優れ、多くの人々と互いに分け隔てなくしなやかに共生し、国 際社会への洞察力と地域社会への愛着を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。
- 3 現代法律学類は、幅広い教養と法律学および政治学に関する専門知識を授け、的確で柔軟な法的 判断能力及び実践的な問題解決能力を備えた、現在および将来にわたり社会に貢献することのでき る人材を養成することを目的とする。
- 4 産業経営学類は、一般社会やビジネス界で必要となる、経済・経営、会計・情報に関する教養と 専門知識を授け、問題解決能力を有し、高い倫理性と責任感をもって判断し、行動できる人材を養 成することを目的とする。

(医療保健学部の目的)

- 第2条の3 医療保健学部理学療法学科は、資質の高い技術及び応用能力を備え、医師を始めとした関連医療職と連携・協力して医療ができる、要介護高齢者及び障害者の理学療法並びに健常者に対する疾病予防処置などにも対応できる、人間性豊かな患者から信頼される理学療法士を育成することを目的とする。
- 2 医療保健学部作業療法学科は、医学的知識のみならず、人間と生活環境について総合的な視点から分析できる幅広い知識及び高度な臨床実践力を備え、臨床現場において患者のニーズを的確に捉え、しなやかで創造的な支援を行うことができる実践的な作業療法士を育成することを目的とする。
- 3 医療保健学部言語聴覚療法学科は、言語治療学の専門的知識と技術を修得し、様々な障害に対して最善のアプローチ方法を探求、実践し、科学的根拠のもとに検証する質の高い臨床活動を行える能力、患者の社会的背景を考慮しながらその機能向上と実用的能力の確立を目指し、さらに自立と社会参加を支援することのできる能力を身につけた、社会の要請に応える言語聴覚士を育成することを目的とする。
- 4 医療保健学部臨床工学科は、医学及び工学の幅広い専門的知識並びに最先端の診断・治療技術を修得し、医療従事者としての自覚及び倫理観をもち、患者との間に良好な信頼関係が樹立できる能力を身につけた、より質の高い医療を提供できる臨床工学技士を育成することを目的とする。

(薬学部の目的)

第2条の4 薬学部は、薬の専門家としての実践的能力、高い倫理観と豊かな人間性を備え、 人々の健康保持・増進と福祉の向上に貢献し、薬物治療の進展に資する研究心をもった薬 剤師を育成することを目的とする。

(看護学部の目的)

第2条の5 看護学部看護学科は、生命の尊厳と個人の尊重であるヒューマンケアを基盤とし、看護に関する専門知識・技能を学修し、科学的思考力と主体的学習能力を涵養することによって、看護 実践の質の向上に役立て、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目的とする。

(大学院)

- 第2条の6 本学に、大学院を置く。
- 2 前項の大学院については、姫路獨協大学大学院学則の定めるところによる。 (附属図書館)
- 第3条 本学に、附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に、図書館長を置き、教授をもって充てる。
- 3 附属図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(国際交流センター)

- 第4条 本学に、国際交流センターを置く。
- 2 国際交流センターに関し、必要な事項は別に定める。

(健康管理室)

- 第5条 本学に、健康管理室を置く。
- 2 健康管理室に関し、必要な事項は別に定める。

(教務部及び学生部)

- 第6条 本学に、教務部及び学生部を置く。
- 2 教務部及び学生部に関し、必要な事項は別に定める。

(入試センター)

- 第6条の2 本学に、入試センターを置く。
- 2 入試センターに関し、必要な事項は別に定める。

(キャリアセンター)

- 第6条の3 本学に、キャリアセンターを置く。
- 2 キャリアセンターに関し、必要な事項は別に定める。

(学習支援センター)

- 第7条 本学に、学習支援センターを置く。
- 2 学習支援センターに関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

- 第8条 本学に、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

第3節 職員組織

(職員組織)

第9条 本学に、学長、教授、准教授、講師、臨床講師、助教、助手、医療技術職員、事務職員その他の必要な職員を置く。

(教員と事務職員等の連携及び協働)

第9条の2 本学は、本学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と 事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者 の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

(学長)

第10条 学長は、校務を掌り、所属職員を統轄する。

(副学長)

- 第11条 本学に、副学長を置くことができる。
- 2 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務を掌る。また、学長に事故があるとき又は学長 が欠けたときは、その職務を代行する。

(教務部長及び学生部長)

- 第12条 教務部に、教務部長を置き、教授をもって充てる。
- 2 学生部に、学生部長を置き、教授をもって充てる。

(入試センター長)

第12条の2 入試センターに、入試センター長を置き、教授をもって充てる。

(キャリアセンター長)

第12条の3 キャリアセンターに、キャリアセンター長を置き、教授をもって充てる。 (学習支援センター長)

第12条の4 学習支援センターに、学習支援センター長を置き、教授をもって充てる。 (学群長及び学部長)

第13条 学群及び各学部に学群長又は学部長を置き、教授をもって充てる。

第14条 削除

(客員教授)

- 第15条 本学に、客員教授を置くことができる。
- 2 客員教授に関し、必要な事項は別に定める。

第4節 評議会及び教授会

(評議会)

第16条 本学に、評議会を置く。

- 2 評議会は、学長が決定を行うに当たり、学長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項
 - (2) 学群及び学部その他重要な施設、組織の設置改廃に関する事項
 - (3) 教育研究予算概算の方針に関する事項
 - (4) 別に定める教員の重要な役職の人事に関する事項
 - (5) 名誉教授の称号の授与に関する事項
 - (6) 教員の懲戒に関する事項
 - (7) 学生の定員に関する事項
 - (8) 学生の身分及び学生生活に関する重要な事項
 - (9) 学群及び学部その他の機関の連絡調整に関する事項
- (10) 大学の運営に関する重要な事項
- (11) その他学長の諮問する事項
- 3 評議会は、学長候補者を選考し、及び副学長候補者の推薦について審議する。
- 4 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 教務部長
 - (4) 学生部長
 - (5) 人間社会学群長、医療保健学部長、薬学部長及び看護学部長
 - (6) 大学院各研究科長
 - (7) 附属図書館長
 - (8) 入試センター長
 - (9) キャリアセンター長
- (10) 国際交流センター長
- (11) 学習支援センター長
- (12) 健康管理室長
- (13) 人間社会学群、医療保健学部、薬学部及び看護学部から選出された教授各2名
- (14) 事務局長
- (15) 事務職員の中から学長が指名する者2名
- 5 学長は、評議会を招集し、その議長となる。
- 6 評議会に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

- 第17条 学群及び各学部に、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長が決定を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を審議し、意見を述べるものとする。
 - (1) 教育及び研究に関する事項
 - (2) 教育課程に関する事項
 - (3) 学科目の決定及び担当に関する事項
 - (4) 学生の入学、退学、休学、復学、転学及び賞罰に関する事項
 - (5) 学生の試験、進級及び卒業に関する事項
 - (6) 学位の授与に関する事項
 - (7) 教授、准教授、講師、臨床講師、助教、助手及び医療技術職員の人事に関する事項
- 3 教授会は、学長、学群長及び学部長(以下この項において「学長等」という。)の求めに 応じ、学長等が掌る教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。
- 4 教授会は、専任の教授をもって組織する。ただし、必要があるときは、准教授、講師及 び助教を加えることができる。
- 5 教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第5節 運営諮問会議及び地域連絡協議会

(運営諮問会議)

- 第18条 本学に、学長の諮問に応じて、大学の運営に関して助言又は提言を聴くため、運営 諮問会議を置く。
- 2 運営諮問会議は、本学の職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者及び 本学の職員で組織する。
- 3 運営諮問会議に関し、必要な事項は別に定める。

(地域連絡協議会)

- 第19条 本学に、学長の諮問に応じて、大学と地域の協力関係を円滑に推進するため、地域 連絡協議会を置く。
- 2 地域連絡協議会に関し、必要な事項は別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第20条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月23日まで

後学期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第22条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 学園の創立記念日 10月22日

(4) 春期休業 3月20日から3月31日まで

(5) 夏期休業 8月5日から9月23日まで

(6) 冬期休業 12月24日から1月7日まで

- 2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第23条 学群及び学部の修業年限は、人間社会学群、医療保健学部及び看護学部については 4年、薬学部については6年とする。

(在学年限)

- 第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、第30条及び第31条の規定により入学した学生は、第32条の規定により学長が定めた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 2 薬学部については、各学年次の在学年限は、原則として2年を超えることはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号及び第4号並びに第30条及 び第31条の規定により入学した者については学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第26条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める 基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定め る日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第27条 本学へ入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書、入学検定料及び別に定める書類を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第28条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

- 第29条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、 身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び授業料等を納付しな ければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学及び転入学)

- 第30条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のう え、相当年次に入学を許可することがある。
 - (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第132条に定める専修学校の専門課程を修了した者 (再入学)
- 第31条 本学を中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学群又は学部に入学を志願 する者があるときは、第26条の規定にかかわらず、学長は、再入学を許可することがある。 (編入学、転入学及び再入学者の既履修授業科目等)
- 第32条 第30条及び前条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が定める。

(転部)

第32条の2 転部に関することは、別に定める。

第3節 教育課程、履修方法等

(授業科目)

- 第33条 授業科目を分けて、全学共通科目及び専門教育科目とする。
- 2 前項の授業科目の種類及び単位数並びに履修要件は、別表1及び別表2のとおりとする。 (単位計算)
- 第34条 授業科目の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を もって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間 外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行う。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、30時間をもって1単位とすることがある。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、15時間をもって1単位とすることがある。
 - (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、40時間又は45時間をもって1単位とすることがある。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文についてはその作成に必要な学修等を考慮して、単 位数を定めることがある。

(履修届)

第35条 授業科目を履修しようとするときは、所定の履修届を提出しなければならない。 (単位の認定)

- 第36条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 試験は、筆記、口頭試問その他の方法による。
- 第37条 単位の認定は、学期末又は学年末に行う。

(成績の評価)

- 第38条 各授業科目の成績は、優、良、可及び不可の4種に分け、優、良及び可の成績を合格とする。
- 第39条 学生は、履修した授業科目については、授業時間の3分の2以上出席しなければ当該授業の試験を受けることができない。
- 第40条 病気、事故その他やむを得ない事情により、試験を受けることができなかった者に は、追試験を受けさせることができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第41条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益であると学群 及び各学部において認めるときは、あらかじめ当該他の大学又は短期大学と協議のうえ、 学生が当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 第42条 学生が外国の大学又はこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学等」という。)において修業することが教育上有益であると学群及び各学部において認めるときは、あらかじめ当該外国の大学等と協議のうえ、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、当該外国の大学等とあらかじめ協議を行うことが困難な場合は、留学を認めた後に当該協議を行うことができる。
- 3 留学期間は、原則として2年間を限度とする。
- 4 留学を許可された期間のうち1年を限度として、第23条に規定する修業年限に算入する ことができる。
- 第42条の2 学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が 定める学修を履修することが教育上有益であると学群及び各学部において認めるときは、 あらかじめ当該短期大学、高等専門学校又は文部科学大臣が定める学修を行う機関(以下 「学修機関」という。)と協議のうえ、学生が当該短期大学、高等専門学校又は学修機関 の授業科目を履修することを認めることができる。
- 2 第41条、第42条及び前項以外の教育施設等における学修の成果が教育上有益であると学 群及び各学部において認めるときは、これを本学において学修したものとみなすことがで きる。
- 第43条 第41条、第42条及び前条の規定により修得した単位並びに学修の成果は、別に定めるところにより、本学において修得した単位とみなす。
- 2 前項の規定により、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて60単位までとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第44条 学生が本学の第1年次に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)、及び入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(以下「既修得単位等」という。)を教育上有益であると認めるときは、本学において修得したものと認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。
- 2 前項の単位の認定は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、前条第1項において修 得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で行う。
- 3 既修得単位等の認定に関し、必要な事項は別に定める。

(教職課程等)

- 第44条の2 教員の免許状を得ようとする者は、別に定める教員養成課程の履修等に関する 規程に従い、必要な専門教育科目を履修しなければならない。
- 2 本学において取得できる教員免許状の種類は、次表のとおりとする。

教員免許状の種類

学群及び学部	学類及び学科	取得できる免許状の種類	免許教科
人間社会学群	国際言語文化学類	中 学 校 教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	英 語
	現代法律学類	中 学 校 教諭一種免許状	社 会
	九八公伴子短	高等学校教諭一種免許状	公 民
	産業経営学類	中 学 校 教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	公 民

第44条の3 削除

(学校図書館司書教諭)

- 第44条の4 学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、別に定める学校図書館司書教諭資格コースの履修等に関する規程に従い、必要な専門教育科目を履修しなければならない。
- 第44条の5 削除
- 第44条の6 削除
- 第44条の7 削除

(保健師)

第 44 条の8 保健師の資格を取得しようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則によって定められた授業科目及び単位数を修得しなければならない。

第4節 留学、休学、転学、退学及び除籍

(留学)

- 第45条 外国の大学に留学を志願する者は、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。 (休学)
- 第46条 疾病その他特別の理由により引続き2月以上修学することができない者は、学長の 許可を得て休学することができる。
- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命じることができる。
- 3 学生は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することがで

きる。

- 第47条 休学期間は、その学期又はその学年の終わりまでとする。ただし、連続して2年を 限度として休学期間の延長をすることができる。
- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができないものとする。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しないものとする。

(転学)

第48条 他の大学に入学又は転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。 (退学)

第49条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第50条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
 - (1) 第24条に定める在学年限を経過しても、なお所定の課程を修了できない者
 - (2) 第47条第1項第1号に定める休学期間に達しても、なお修学できない者
 - (3) 授業料その他納付金の納付を怠り督促を受けても、なお納付しない者
 - (4) 長期間にわたり行方不明の届け出のあった者

第5節 進級、卒業及び学位の授与

(進級)

- 第51条 学群又は各学部において定められた期間内に所定の授業科目の単位数を修得した者は進級することができる。
- 2 進級できなかった者の在学年限については別に定める。

(卒業)

- 第52条 本学に、人間社会学群、医療保健学部及び看護学部については4年、薬学部については6年(第30条及び第31条の規定により入学した者については、第32条により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表2に定めるところにより124単位以上(医療保健学部理学療法学科については136単位以上、作業療法学科については133単位以上、言語聴覚療法学科については129単位以上、臨床工学科については134単位以上、薬学部については204単位以上)を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
- 2 帰国子女入学者及び外国人留学生の卒業要件として修得すべき外国語科目(人間社会学群にあっては、専門教育科目の中の外国語科目)の単位については、別に定めるところにより他の授業科目(外国語科目を含む。)の単位をもって代えることができる。
- 3 本学入学前に一定の期間海外において教育を受けた者及びそれに準ずる学習歴を有する 者の卒業要件として修得すべき外国語科目の取扱いについては、別に定めるところにより 第2項を準用する。

(卒業の時期)

第52条の2 学生を卒業させる時期は、前学期末又は学年末とする。

(学位の授与)

- 第53条 本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。
- 2 前項の学位については、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第54条 人物、学業が優秀な学生又は特に推奨すべき行為のあった学生は、学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

- 第55条 本学の規則に違反し、又は秩序を乱しその他学生としての本分に反する行為をした 者は、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の区分は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - (4) 正当な理由なく出席常でない者
- 4 懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第7節 研究生、研修員、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び委託学生 (研究生)

- 第56条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、 教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として、学長が入学を許可すること がある。
- 2 研究生を志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長する ことができる。

(研修員)

第56条の2 大学又はその他の団体から特定の事項の研究のため、その所属の職員の派遣について願い出があったときは、選考のうえ研修員として受け入れることができる。

(科目等履修生)

- 第57条 本学の学生以外の者で、本学において、1又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、在学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として学長が入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生は履修した授業科目につき試験を受けることができる。
- 3 前項の試験に合格したときは、所定の単位を与える。

(聴講生)

第57条の2 本学の学生以外の者で、本学において、1又は複数の授業科目を聴講すること を志願する者があるときは、在学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生と して学長が入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第58条 他の大学の学生で、本学において、授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他の大学との協議に基づき特別聴講学生として学長が入学を許可することがある。

(委託学生)

- 第59条 本学において、特定の授業科目を受講させるため、学生の入学を志願する機関があるときは、在学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ委託学生として入学を許可することがある。
- 第60条 研究生、研修員、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び委託学生に関し、必要な事項は別に定める。

第8節 入学検定料、入学金、授業料、実習費、施設設備費

(入学検定料、入学金、授業料、実習費、施設設備費)

- 第61条 本学における入学検定料、入学金、授業料、実習費及び施設設備費の額は、別表3 のとおりとする。
- 2 前項に規定する授業料、実習費及び施設設備費の徴収の時期、方法、減免等については、 別に定める。
- 第62条 休学を許可され又は命じられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料及び実習費を免除する。
- 第63条 学期の中途で退学又は除籍された者の当該期分の授業料、実習費及び施設設備費は 徴収する。
- 2 停学期間中の授業料、実習費及び施設設備費は、徴収する。
- 第64条 第41条の規定により他大学において授業科目を履修する学生の授業料、実習費及び 施設設備費については、別に定める。
- 第65条 研究生、研修員、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び委託学生の入学検定料、授業料等については、別に定める。

第66条 既納付金は、いかなる事情がある場合でもこれを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学辞退による既納付金の返還については、別に定める。

第9節 公開講座等

(公開講座等)

第67条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座等を開設することができる。

第10節 学友会

(学友会)

第68条 本学に、課外教育活動の組織として、学友会を置く。

2 学友会に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 平成元年3月31日に在学する者に係る平成元年度以降の施設設備費の額は、獨協中学校学則等の施設費等に係る関係規定を改正する学則による改正後の姫路獨協大学学則第61 条第1項の別表2の規定にかかわらず、年額 100,000円とする。

附則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成元年7月28日から施行する。

附 則 (平成2年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年 姫獨大学則第3号)

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 経済情報学部経済情報学科に係る入学定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成 3年度から平成11年度までの間、300名とする。

附 則 (平成3年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 平成2年4月1日前に入学した者が取得できる教員免許状の種類は、経済情報学部経済 情報学科に係るものを除き、第44条の2第2項の規定にかかわらず、平成6年3月31 日までは、なお従前の例による。

附 則 (平成3年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年 姫獨大学則第3号)

- 1 この学則は、平成3年4月26日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
- 2 昭和63年度以前の入学者については、改正後の別表1 専門教育科目 外国語学部・ 日本語学科の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成2年度以前の入学者については、改正後の別表1 専門教育科目 法学部・法律学 科の表の規定にかかわらず、同表中、法社会学及び比較政治論の授業科目に係る規定を除 き、なお従前の例による。

附 則 (平成3年 姫獨大学則第4号)

この学則は、平成3年7月26日から施行する。

附 則 (平成3年 姫獨大学則第5号)

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年 姫獨大学則第6号)

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年 姫獨大学則第7号)

- 1 この学則は、平成3年12月16日から施行し、平成3年7月1日から適用する。
- 2 改正前の第53条の規定による学士の称号は、改正後の第53条第1項の規定による学士の学位とみなす。

附 則 (平成4年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年 姫獨大学則第4号)

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者については、改正後の別表1中法学部の専門教育科目の法学特 別講義及び政治学特別講義の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成5年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年 姫獨大学則第3号)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学者(外国語学部英語学科の第二外国語(フランス語)及び第二外 国語演習(フランス語)に係る規定については、平成5年度以前の入学者)については、 なお従前の例による。

附 則 (平成6年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成4年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前の入学者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の 例による。
- 3 平成9年度以前の入学者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成9年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前の入学者については、改正後の第44条の5の規定にかかわらず、平成 12年3月31日までは、なお従前の例による。
- 3 平成9年度以前の入学者については、改正後の第52条及び別表1の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則 (平成10年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成10年5月28日から施行する。

附 則 (平成10年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成10年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年 姫獨大学則第3号)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者については、改正後の第52条及び別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年 姫獨大学則第1号)

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2 経済情報学部経済情報学科に係る入学定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成 12年度から平成15年度までの間、下表のとおりとする。

年 度	入学定員
平成12年度	190名
平成13年度	180名
平成14年度	170名
平成15年度	160名

附 則 (平成12年 姫獨大学則第2号)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前の入学者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の 例による。

附 則 (平成13年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学者の卒業単位については、改正後の第52条第1項の規定にかか わらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年度以前に入学した外国人留学生については、なお改正前の第52条第3項の規 定を適用する。

附 則 (平成14年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前の入学者が取得できる教員免許状の種類については、改正後の第44条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成14年 姫獨大学則第3号)

この学則は、平成14年11月1日から施行する。ただし、改正後の第66条第2項は、平成15年度入学試験から適用し、平成14年度以前の入学試験については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年 姫獨大学則第4号)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年 姫獨大学則第5号)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、改正後の第26条第7号の規定

は平成17年5月26日から施行する。

附 則 (平成18年 姫獨大学則第2号)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の外国語学部の入学者が取得できる教員免許状の種類については、改 正後の第44条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成18年 姫獨大学則第3号)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成19年5月24日から施行する。

附 則 (平成19年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学生については、改正後の第44条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 外国語学部ドイツ語学科、英語学科、中国語学科、日本語学科、スペイン語学科、韓国語学科及び経済情報学部経営情報学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成19年 姫獨大学則第3号)

この学則は、平成19年11月8日から施行する。

附 則 (平成20年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成20年5月29日から施行する。

附 則 (平成21年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、各学部規程及び全学共通科目履修規程の定めるところによる。

附 則 (平成21年 姫獨大学則第6号)

この学則は、平成21年9月24日から施行する。

附 則 (平成21年 姫獨大学則第5号)

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行に伴い、姫路獨協大学最高顧問会議規程(平成12年3月23日制定) は、廃止する。

附 則 (平成22年 姫獨大学則第3号)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年 姫獨大学則第5号)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項の収容 定員欄中「200」とあるのは、平成23年度においては「240」とし、平成24年度 においては「220」とする。
- 2 平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度の入学者については、改正後の別表1(5)-(d)専門教育科目(医療保健学部・こども保健学科)の心理学的人間関係論、神経心理学、発達臨床心理学、社会心理学Ⅰ、社会心理学Ⅱ及び発達検査法実習の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成23年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年 姫獨大学則第3号)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部外国語学科外国語専攻、外国語学部外国語学科日本語専攻、法学部法律学科 及び経済情報学部経済情報学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成2 4年度から平成26年度までの間、下表のとおりとする。

学部・学科・専攻名	平成24年度	平成25年度	平成26年度
外国語学部・外国語学科・外国語専攻	400名	360名	320名
外国語学部・外国語学科・日本語専攻	150名	140名	130名
法学部・法律学科	670名	620名	570名
経済情報学部・経済情報学科	750名	700名	650名

附 則(平成24年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年 姫獨大学則第2号)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 薬学部医療薬学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成25年度から 平成29年度までの間、下表のとおりとする。

学部・学科	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
薬学部・医療薬学科	700名	680名	660名	640名	620名

附 則(平成25年 姫獨大学則第2号)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度の入学者については、別表1の「(3)専門教育科目(法学部・法律学科)」、「(3)-(a)コース指定科目 司法・行政コース」及び「(3)-(b)コース指定科目 企業法務コース」の規定を除き、なお従前の例による。
- 3 平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行に伴い、姫路獨協大学実習部長候補者選考規程(平成18年5月18日制定)は、廃止する。

附 則(平成26年 姫獨大学則第3号)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者については、改正後の別表1(1)-(a)全学共通科目(外国語学部・法学部・経済情報学部)の自然・環境科学の授業科目に係る規定を除き、なお従前の例による。

附 則(平成26年 姫獨大学則第5号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年 姫獨大学則第3号)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年 姫獨大学則第4号)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 2 平成25年度及び平成26年度の入学生については、改正後の第24条第2項の規定は適用 しない。
- 3 平成25年度の入学者については、第52条第1項中「薬学部については205単位以上」を「薬学部については200単位以上」とし、別表2のうち「(5)薬学部・医療薬学科」中、

「専門科目149単位以上」を「専門科目145単位以上」とし、「合計205単位以上」を「合計200単位以上」とする。ただし、別表1のうち「(6)専門教育科目(薬学部・医療薬学科)」中専門基礎科目及び専門科目「物理系」の授業科目並びに別表2のうち「(5)薬学部・医療薬学科」中専門基礎科目及び専門科目「物理系」の単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年 姫獨大学則第5号)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年 姫獨大学則第6号)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 外国語学部外国語学科、法学部法律学科及び経済情報学部経済情報学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成27年 姫獨大学則第8号)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成28年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 外国語学部外国語学科、法学部法律学科及び経済情報学部経済情報学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則 (平成28年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年 姫獨大学則第1号)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の人間社会学群以外の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年 姫獨大学則第2号)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年 姫獨大学則第3号)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年 姫獨大学則第4号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成31年 姫獨大学則第1号)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年 姫獨大学則第2号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(平成31年 姫獨大学則第3号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 姫獨大学則第4号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(令和元年 姫獨大学則第6号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年 姫獨大学則第1号)

この学則は、令和2年5月28日から施行する。

附 則(令和3年 姫獨大学則第1号)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学者については、 なお、従前の例による。

附 則(令和4年 姫獨大学則第2号)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学者については、 なお、従前の例による。

附 則 (令和5年 姫獨大学則第1号)

この学則は、令和5年3月16日から施行する。